

中小企業人手不足対応支援事業検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 生産年齢人口の減少等に起因した人手不足の課題解決に向け、機器・ITツール等の導入による省力化に取り組み、成長を目指す県内中小企業に対し、設備投資に要する経費の一部を補助する中小企業人手不足対応支援事業（以下、「事業」という。）に関して、必要な事項を検討するため、中小企業人手不足対応支援事業検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 省力化に資する機器・ITツール等の補助メニューに関する事
- (2) 補助要綱等に関する事
- (3) 事業の効果及び改善に関する事
- (4) その他、事業の実施に必要な事項に関する事

(構成)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから産業労働部長が選任する。

- (1) 有識者
- (2) 支援団体代表
- (3) 県職員
- (4) その他、産業労働部長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、各年度末までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長と副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。
- 3 委員会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、埼玉県産業労働部産業支援課に置く。

- 2 事務局は、委員長の命を受けて、委員会の各種事務を処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。